

		5,007,312円)は、設計金額算定の基礎となる単価に基づくなどして算出した額より1,526,506円過大となっていた。
神奈川県企業庁大和水道営業所	平成30年6月13日(平成30年4月13日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成29年6月分のガス料金2,685円について、口座振替指定日までの支出手続を失念したため、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、口座振替割引取消額54円を支払っていた。
神奈川県企業庁寒川浄水場	平成30年4月18日(平成30年4月17日及び同月18日職員調査)	(要改善事項) 「寒川浄水場等に係る五つの維持管理業務に係る発注に関する件」(前記3(1)④参照)
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所【既報告】	平成30年3月9日(平成30年1月17日及び同月18日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 城山ダム展望台の簡易トイレの借上に係る賃貸借契約(契約額228,744円)の第1四半期分57,186円の支払について、契約で定められた期限までに支払っていなかった。 2 相模貯水池堆積土砂しゅんせつ工事に伴い生じる漁業上の損失に係る協定書に基づく補償金額について、物価変動を考慮するに当たり、総務省統計局が公表する相模原市の消費者物価指数の1年間の変動率を合理的な理由がないまま3で除しており、補償金額の算定が適正を欠いていた。
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所	平成30年5月10日(平成30年5月9日及び同月10日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、玄倉1(発)水圧鉄管路更新工事の変更設計額の積算に当たり、直接工事費1(水圧鉄管路)の塗装費1(水圧鉄管路)の塗替塗装について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額(313,081,200円)が496,800円過大であった。その結果、変更後の契約額(272,217,240円)が432,000円過大であった。[特記前出]
神奈川県企業庁相模川発電管理事務所	平成30年4月11日(平成30年4月10日及び同月11日職員調査)	(要改善事項) 「公募の参加資格である業務実施要件に関する件」(前記3(2)④参照)

サ 教育委員会 (49箇所、63件)

(ア) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
行政部財務課	平成30年7月31日(平成30年6月7日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、県立学校施設開放事業に従事する施設管理員の保険加入費(19名分35,120円)について、当該保険の契約を平成28年度中に締結していたため、平成28年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、平成29年度予算により支出していた。 2 支出事務において、茅ヶ崎北陵高校仮設校舎借上契約に係る平成29年度7月分リース料5,208,840円について、支払期限までに支払っていなかった。その結果、遅延利息6,300円を支払っていた。[特記前出] 3 契約事務において、川和高校仮設校舎新築工事監理業務委託契約(契約額1,566,000円)の解除に当たり、契約解除届が平成29年5月17日に提出されたにもかかわらず、契約解除を同届の提出後9か月以上が経過した平成30年3月7日に行っていた。その結果、違約金1件、156,600円の収入調定についても、契約解除後に行う必要があったため、遅れることとなった。
行政部教育施設課	平成30年7月31日(平成30年6月6日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、川和高校仮設校舎新築工事監理業務委託契約(契約額1,566,000円)の解除に当たり、契約解除届が平成29年5月17日に提出されたにもかかわらず、契約解除を同届の提出後9か月以上が経過した平成30年3月7日に行っていた。その結果、違約金1件、156,600円の収入調定についても、契約解除後に行う必要があったため、遅れることとなった。 2 工事事務において、平成28年度相原高校造成工事の変更設計額の積算に当たり、構造物撤去工の構造物取壊しについて、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額(310,910,400円)が21,600円過大であった。その結果、変更後の契約額(273,381,480円)が19,440円過大であった。
指導部高校教育課	平成30年7月31日(平成30年6月8日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、神奈川県立高等学校等平成30年度使用教科書調査委員会委員謝金3件、24,000円について、支払が三月を超えて遅れていた。 2 財産管理事務において、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会からの「輝けきみの明日一歩行きたい・知りたい公立

		高校一平成30年度入学生に向けて」の著作権等利用許諾申請について、神奈川県県有財産規則に反し、法人の登記事項証明書を添付させないまま承認していた。
支援部子ども教育支援課	平成30年7月31日(平成30年6月13日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、県立三浦ふれあいの村の施設命名権収入1件、524,572円並びに県立ふれあいの村3施設の自動販売機設置に係る財産貸付収入3件、3,024,319円及び教育財産の目的外使用許可に係る使用料10件、2,621,510円について、調定が三月を超えて遅れていた。[特記前出] 2 支出事務において、県立三浦ふれあいの村やまびこ棟改修工事実施に当たり、備品等を保管するドライコンテナ賃貸借契約(契約総額1,788,480円)に係る平成29年2月分賃借料505,440円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息計400円を支払っていた。
支援部特別支援教育課	平成30年7月31日(平成30年6月14日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分(契約期間:平成23年5月27日から平成31年8月31日まで、契約総額69,356,250円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に228,960円の増額改定を、平成28年度当初に166,320円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、3,240円の支払が不足していた。[特記前出] 2 工事事務において、平成29年度元中里学園除却工事(契約額167,329,800円)の設計に当たり、工事監理業務の委託対象工事として必要となる委託監督員の業務範囲や委託監督員の通知について明示した特記仕様書を設計図書として添付していなかった。この結果、入札公告時に入札参加者に対して委託監督員の設置の有無や業務範囲が明示されておらず、また、契約時に委託監督員の設置に係る通知が行われていなかった。 (要改善事項) 「スクールバス運行業務委託契約における事務の執行に関する件」(前記3(2)⑤参照)
生涯学習部生涯学習課	平成30年7月31日(平成30年6月15日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、県立学校施設開放事業に従事する施設管理員の保険加入費(19名分35,120円)について、当該保険の契約を平成28年度中に締結していたため、平成28年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、平成29年度予算により支出していた。

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立川崎図書館	平成30年6月20日(平成29年12月22日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、事業系一般廃棄物収集運搬業務委託料(単価契約、30.24円/kg)の支払に当たり、平成29年4月分について、排出量の検量を行っていなかったため、実際の排出量ではなく、前年度同月の排出量による請求額に基づき、1件、1,542円を支払っていた。 2 庶務事務において、平成28年度に雇用期間の途中で退職した非常勤職員に係る退職日の翌日以後の期間に対応する通勤手当相当額37,170円について、退職日の属する月に係る報酬支給額から減額して精算せず、戻入により処理することとしたものの、事務の遅延により同年度内の戻入処理が間に合わず、平成29年度の歳入として改めて調定を行っており、返納させるための事務処理が三月を超えて遅れていた。
神奈川県立金沢文庫	平成30年4月19日(平成30年4月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、デジタル印刷機の賃貸借契約(契約額797,040円)について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。
神奈川県立近代美術館	平成30年2月8日及び同年5月9日(平成29年12月19日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、「マックス・クリンガー版画展」「1937—モダニズムの分岐点」展作品集荷・陳列・撤去業務委託契約(契約額2,481,365円)について、指名競争入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名して新たな指名競争入札を行うべきところ、指名業者を替えずに再度の入札を行い、これにより神奈川県財務規則に定める随意契約の要件を満たしたものと誤認し、随意契約を締結していた。

神奈川県立体育センター [既報告]	平成30年4月3日(平成30年2月14日及び同月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、特定建築物環境衛生管理業務委託契約(契約額144,720円)による水質検査業務について、受託者からではなく、受託者が再委託した者からの検査結果報告書に基づいて履行確認を行っていた。
神奈川県立鶴見高等学校	平成30年6月5日(平成30年1月26日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約2件(契約額計9,527,883円)について、契約期間の途中で校舎耐震補強工事に伴い一部の自動販売機を移設していたにもかかわらず、当初の契約書を変更しないまま賃貸を行っていた。
神奈川県立鶴見総合高等学校 [既報告]	平成30年1月19日(平成29年12月5日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、トイレ改修工事請負契約(契約額2,160,000円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、検査調書の作成を省略していた。
神奈川県立横浜平沼高等学校 [既報告]	平成30年1月29日(平成29年12月15日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成29年6月分の電気料金(822,614円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息50円を支払っていた。
神奈川県立横浜南陵高等学校	平成30年7月30日(平成30年4月20日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、機密文書の裁断処分委託料1件、38,880円について、振込不能となった後の処理が遅れたため、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息300円を支払っていた。
神奈川県立横浜明朋高等学校	平成30年1月16日(平成29年12月4日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、平成29年4月から同年11月までの諸証明書交付手数料11件、9,700円について、神奈川県財務規則の規定に反し、収入に係る事後調定を行っていなかった。[特記前出]
神奈川県立商工高等学校	平成30年9月4日(平成30年5月17日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、中高生の科学研究実践活動推進プログラムの研究指導者に対する謝礼1件、40,000円の支払に当たり、執行伺票への履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。 2 契約事務において、平成29年度予算で執行する学校環境整備業務委託契約(契約額7,678,800円)について、執行伺票により決裁を得る前に契約を締結していた。また、当該契約については、会計局長通知に反し、平成28年度(平成29年3月15日)に契約を締結していた。
神奈川県立希望ヶ丘高等学校	平成30年4月11日(平成30年3月9日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、私費(29名分754,000円)を誤って二重に徴収したため、その返還に当たり、本来支払う必要のない口座振込手数料等29件、13,510円を県費により支払っていた。
神奈川県立磯子工業高等学校	平成30年6月15日(平成30年3月15日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、修学旅行等引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、2件、32,000円を支給していなかった。
神奈川県立荏田高等学校	平成30年8月22日(平成30年5月22日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、平成28年度の授業料に充当すべき就学支援金1件、9,900円について、平成29年度においても充当処理を行っておらず、収入未済となっていた。また、当該収入未済に係る平成28年度から平成29年度への調定繰越が、平成28年度の出納閉鎖後三月を超えて遅れていた。
神奈川県立新栄高等学校 [既報告]	平成30年4月20日(平成30年3月8日職員調査)	(不適切事項) 1 物品管理事務において、購入により取得したノート型パーソナルコンピュータ3点(税込単価50,652円)について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。 2 庶務事務において、遠足生徒引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿への記載を行わなかったため、2件、2,200円を支給していなかった。
神奈川県立松陽高等学校	平成30年8月6日(平成30年4月19日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、部活動指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、1件、2,800円を支給していなかった。
神奈川県立川崎高等学校	平成30年6月7日(平成30年4月23日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物収集運搬委託契約(単価契約、支出額48,600円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、いずれも政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.9%と記載

		していた。
神奈川県立生田高等学校	平成30年9月5日(平成30年5月10日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る土地使用料1件、2,325円について、調定を行っていなかった。
神奈川県立橋本高等学校	平成30年4月12日(平成30年3月12日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、旅行代行業者に手配を委託した社会見学に係る引率教員の施設入場料(10名分2,900円)について、支出負担行為の伺いにより事前に決裁を得て執行すべきところ、職員が立て替えて旅行代行業者に支払っていた。
神奈川県立津久井高等学校	平成30年8月27日(平成30年1月25日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、TOEIC公開テストの受験料(1件、2,000円)について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。
神奈川県立横須賀工業高等学校 [既報告]	平成30年1月19日(平成29年12月4日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、機械警備業務委託契約(契約額1,697,760円)の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である平成29年7月14日から遡及して、同月1日から契約の効力が生じることとしていた。
神奈川県立小田原東高等学校	平成30年6月26日(平成30年5月9日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、体育館棟第2体育室屋根防水改修工事請負契約ほか1件(契約額計4,503,600円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
神奈川県立大和東高等学校	平成30年7月19日(平成30年4月27日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成29年度問題行動等未然防止推進事業に係る講演会等で講演を行った者に対する講師謝金について、支出手続を失念したため、3名分75,000円を支払っていなかった。
神奈川県立相模向陽館高等学校	平成30年8月27日(平成30年4月27日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料5件、138,264円について、神奈川県財務規則の規定に反し、調定の日から20日以内に納付期限を設定していなかった。 2 支出事務において、スクールカウンセラーへの旅費1件、552円の支給に当たり、所属担当者による代行人力が遅れたため、出張の日から著しく遅延した平成30年4月に支給していた。[特記前出]
神奈川県立綾瀬高等学校	平成30年7月9日(平成30年4月27日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約2件(契約額計11,661,552円)の締結に当たり、教育施設課で実施した入札の結果に基づき契約期間を平成29年4月1日から平成32年3月31日までとすべきところ、契約書には契約期間の終期を誤って平成31年3月31日と記載していた。[特記前出]
神奈川県立横浜南養護学校	平成30年9月5日(平成30年4月20日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、指導用美術科教材1件、72,273円(税込)の購入に係る見積合せについて、本来、最低の見積額を提示した業者と契約すべきところ、見積書の確認が不十分であったため、当該業者より見積額の高い業者と契約していた。
神奈川県立金沢養護学校	平成30年9月11日(平成30年4月20日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、県立学校施設開放事業に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額1件、660円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。 2 契約事務において、スクールバス運行业務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分(契約期間:平成23年5月30日から平成31年8月31日まで、契約総額97,941,685円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に245,160円の増額改定を、平成28年度当初に178,200円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、3,240円の支払が不足していた。[特記前出]
神奈川県立瀬谷養護学校	平成30年8月15日(平成30年5月10日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行业務委託契約の執行に当たり、平成26年度契約分(契約期間:平成26年9月8日から平成34年12月31日まで、契約総額107,894,160円)について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、13,486,770円を支払

		っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。[特記前出]
神奈川県立三ツ境養護学校	平成30年8月10日(平成30年5月10日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 ガスヒートポンプメンテナンス業務委託契約(契約額1,274,400円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる執行伺票への履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。 2 スクールバス運行业務委託契約の執行に当たり、平成25年度契約分(契約期間:平成25年6月6日から平成33年12月31日まで、契約総額91,497,231円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に2,073,600円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、438,480円を過大に支払っていた。[特記前出]
神奈川県立高津養護学校	平成30年8月8日(平成30年4月23日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 産業廃棄物及び特定管理産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務委託契約(契約金額112,968円)の締結に当たり、賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.8%と記載していた。 2 スクールバス運行业務委託契約の執行に当たり、平成26年度契約分(契約期間:平成26年9月3日から平成34年12月31日まで、契約総額95,999,904円)について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,999,988円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。[特記前出]
神奈川県立麻生養護学校	平成30年9月11日(平成30年5月10日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行业務委託契約の執行に当たり、平成24年度契約分(契約期間:平成24年8月1日から平成32年8月31日まで、契約総額91,579,092円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に181,440円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、54,000円を過大に支払っていた。[特記前出]
神奈川県立相模原養護学校	平成30年8月29日(平成30年2月16日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行业務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分(契約期間:平成23年5月30日から平成31年8月31日まで、契約総額56,981,411円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に452,520円の増額改定を、平成28年度当初に333,720円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、4,320円を過少に支払っていた。また、平成26年度契約分(契約期間:平成26年9月8日から平成34年12月31日まで、契約総額95,904,000円)について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,987,998円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。[特記前出]
神奈川県立岩戸養護学校	平成30年9月11日(平成30年5月21日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行业務委託契約の執行に当たり、平成21年度契約分(契約期間:平成21年11月6日から平成30年3月31日まで、契約総額98,998,197円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成25年度当初

		に346,500円の増額改定を、平成29年度当初に89,640円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、18,360円を過大に支払っていた。また、平成24年度契約分(契約期間:平成24年6月5日から平成32年8月31日まで、契約総額92,337,070円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に199,800円の減額改定を実施すべきところ、改定金額を誤って算定したため、契約総額は3,657円過大となっており、平成29年度において、11件、1,088円を過大に支払っていた。[特記前出]
神奈川県立武山養護学校	平成30年8月3日(平成30年5月21日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行业務委託契約の執行に当たり、平成24年度契約分(契約期間:平成24年6月5日から平成32年8月31日まで、契約総額85,311,384円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に199,800円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、59,400円を過大に支払っていた。[特記前出]
神奈川県立平塚養護学校	平成30年9月11日(平成30年5月16日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行业務委託契約の執行に当たり、平成21年度契約分(契約期間:平成21年4月23日から平成29年8月31日まで、契約総額74,396,283円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成22年度当初に1,182,300円の減額改定を、平成24年度当初に557,550円の増額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、いずれも改定金額を誤って算定しており、さらに、平成29年度当初に43,200円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、契約総額は6,637円過大となっており、平成29年度において、4件、39,768円を過大に支払っていた。また、平成23年度契約分(契約期間:平成23年5月26日から平成31年8月31日まで、契約総額112,919,247円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に503,280円の増額改定を、平成28年度当初に370,440円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、5,400円の支払が不足していた。[特記前出]
神奈川県立湘南養護学校	平成30年4月13日(平成30年2月26日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行业務委託契約の執行に当たり、平成25年度契約分(契約期間:平成25年6月6日から平成33年8月31日まで、契約総額87,178,899円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に2,097,360円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、474,120円を過大に支払っていた。[特記前出]
神奈川県立鎌倉養護学校	平成30年7月30日(平成30年4月26日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行业務委託契約の執行に当たり、平成24年度契約分(契約期間:平成24年6月6日から平成32年8月31日まで、契約総額92,659,226円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に199,800円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、59,400円を過大に支払っていた。[特記前出]
神奈川県立藤沢養護学校	平成30年8月22日(平成30年4月26日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行业務委託契約の執行に当たり、平成26年度契約分(契約期間:平成26年9月8日から平成34年12月31日まで、契約総額107,049,600円)について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、13,381,192円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。[特記前出]
神奈川県立小田原養護学校	平成30年4月13日及び同年7月26日(平成30年3月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行业務委託契約の執行に当たり、平成25年度契約分2件(契約期間:平成25年6月6日から平成33年8月31日まで、契約総額99,140,419円及び契約期間:平成25年6月6日から平成33年12月31日まで、契約総額105,739,731円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に計4,862,160円の減額改定を実施

		する必要があったにもかかわらず、契約額見直しの必要性についての検討に誤りがあったため、これを行っておらず、平成29年度において、22件、1,062,720円を過大に支払っていた。【特記前出】
神奈川県立茅ヶ崎養護学校	平成30年7月19日(平成30年4月17日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成21年度契約分(契約期間:平成21年4月23日から平成29年8月31日まで、契約総額141,412,438円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成22年度当初に1,290,450円の減額改定を、平成24年度当初に607,950円の増額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、いずれも改定金額を誤って算定しており、さらに、平成29年度当初に46,440円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、契約総額は12,118円過大となっており、平成29年度において、4件、43,198円を過大に支払っていた。また、平成24年度契約分(契約期間:平成25年1月21日から平成33年3月10日まで、契約総額132,245,466円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に293,760円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、74,520円を過大に支払っていた。【特記前出】
神奈川県立秦野養護学校	平成30年7月3日(平成30年5月18日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、共架柱8本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置時から10年以上経過した平成29年11月に発見したため、不当利得返還請求権に基づく過年度の使用料相当額341,451円のうち198,577円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県立伊勢原養護学校	平成30年9月11日(平成30年5月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成25年度契約分(契約期間:平成25年6月6日から平成33年8月31日まで、契約総額87,157,364円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に2,097,360円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、474,120円を過大に支払っていた。また、平成26年度契約分(契約期間:平成26年6月24日から平成34年8月31日まで、契約総額89,424,000円)について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,177,991円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。【特記前出】
神奈川県立座間養護学校	平成30年8月6日(平成30年4月27日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分(契約期間:平成23年5月27日から平成31年8月31日まで、契約総額88,621,875円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に228,960円の増額改定を、平成28年度当初に166,320円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、3,240円を過少に支払っていた。また、平成24年度契約分(契約期間:平成24年7月22日から平成32年8月31日まで、契約総額87,274,050円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に184,680円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、54,000円を過大に支払っていた。【特記前出】
神奈川県立相模原中央支援学校	平成30年8月28日(平成30年1月12日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成22年度契約分(契約期間:平成22年11月14日から平成31年3月31日まで、契約総額277,615,800円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成26年度当初に739,800円の増額改定を、平成29年度当初に434,160円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、69,120円を過大に支払っていた。また、平成25年度契約分(契約期間:平成25年6月6日から平成33年8月31日まで、契約総額

	90,435,445円)について、平成29年度当初に1,384,560円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、317,520円を過大に支払っていた。さらに、平成27年度契約分(契約期間:平成27年7月16日から平成35年8月31日まで、契約総額92,620,800円)について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,577,599円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。[特記前出]
--	---

シ 収用委員会事務局 (1箇所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
収用委員会事務局	平成30年9月11日(平成30年8月9日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、ファクシミリ保守及び消耗品等の供給契約(単価契約、支出額1,335円)について、契約期間の開始日が平成29年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月1日に締結していた。

ス 公安委員会 (2箇所、2件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
警務部警務課	平成30年8月7日(平成30年6月27日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、月の途中で無給休職から復職した職員に対する通勤手当日割額1件、3,200円の支給が三月を超えて遅れていた。

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県川崎臨港警察署	平成30年6月8日(平成30年4月18日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、寄附により取得した掛地図1点(価格64,800円)について、備品台帳への記録や物品管理票の作成など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所

ア 政策局 (14箇所)

(7) 本庁機関 (10箇所)

知事室、ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室、政策部総合政策課、政策部情報公開広聴課、政策部NPO協働推進課、政策部政策法務課、自治振興部市町村課、自治振興部広域連携課、自治振興部地域政策課、基地対策部基地対策課

(4) 出先機関 (2箇所)

神奈川県東京事務所、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター

[以下既報告] (2箇所)

神奈川県統計センター、神奈川県公文書館

イ 総務局 (23箇所)

(7) 本庁機関 (10箇所)

組織人材部行政管理課、組織人材部職員厚生課、組織人材部文書課、財政部財政課、財政部税制企画課、ICT推進部情報企画課、ICT推進部情報システム課、財産経営部財産経営課、財産経営部施設整備課、財産経営部庁舎管理課

(4) 出先機関 (6箇所)

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県戸塚県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県給与事務センター

[以下既報告] (7箇所)

神奈川県緑県税事務所、神奈川県川崎県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県小田原県税事務所、神奈川県厚木県税事務所、神奈川県自動車税管理事務所

ウ 暮らし安全防災局 (10箇所)

(7) 本庁機関 (7箇所)

総務室、防災部災害対策課、防災部危機管理対策課、防災部消防課、防災部工業保安課、くらし安全部くらし安全交通課、くらし安全部消費生活課

(4) 出先機関 (1箇所)

神奈川県温泉地学研究所

[以下既報告] (2箇所)

神奈川県総合防災センター、神奈川県消防学校

エ 国際文化観光局 (3箇所)**(7) 本庁機関 (1箇所)**

総務室

(4) 出先機関 (0箇所)

[以下既報告] (2箇所)

神奈川県パスポートセンター、神奈川県立国際言語文化アカデミア

オ スポーツ局 (3箇所)

総務室、オリンピック・パラリンピック課、セーリング課

カ 環境農政局 (19箇所)**(7) 本庁機関 (9箇所)**

環境部環境計画課、環境部大気水質課、緑政部自然環境保全課、緑政部水源環境保全課、緑政部森林再生課、農政部農政課、農政部農業振興課、農政部農地課、農政部水産課

(4) 出先機関 (4箇所)

神奈川県環境科学センター、神奈川県横浜川崎地区農政事務所、神奈川県農業技術センター、神奈川県農業技術センター足柄地区事務所

[以下既報告] (6箇所)

神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所、神奈川県水産技術センター相模湾試験場、神奈川県東部漁港事務所、神奈川県西部漁港事務所、神奈川県立フラワーセンター大船植物園 (平成30年4月1日指定管理者制度を導入)

キ 福祉子どもみらい局 (15箇所)**(7) 本庁機関 (7箇所)**

子どもみらい部次世代育成課、子どもみらい部子ども家庭課、子どもみらい部子ども支援課、子どもみらい部青少年課、子どもみらい部私学振興課、福祉部高齢福祉課、福祉部共生社会推進課

(4) 出先機関 (2箇所)

神奈川県小田原児童相談所、神奈川県立おおいそ学園

[以下既報告] (6箇所)

神奈川県立かながわ男女共同参画センター、神奈川県立女性相談所、神奈川県平塚児童相談所、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県厚木児童相談所、神奈川県立さがみ緑風園

ク 健康医療局 (19箇所)**(7) 本庁機関 (8箇所)**

保健医療部医療課、保健医療部医療保険課、保健医療部県立病院課、保健医療部健康増進課、保健医療部がん・疾病対策課、保健医療部保健人材課、生活衛生部生活衛生課、生活衛生部薬務課

(4) 出先機関 (6箇所)

神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター、神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター、神奈川県厚木保健福祉事務所、神奈川県立衛生看護専門学校

[以下既報告] (5箇所)

神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県立煤ヶ谷診療所、神奈川県立平塚看護大学校、神奈川県食肉衛生検査所、神奈川県立保健福祉大学実践教育センター (平成30年4月1日公立大学法人神奈川県立保健福祉大学へ移行)

ケ 産業労働局 (18箇所)**(7) 本庁機関 (9箇所)**

総務室、産業部産業振興課、産業部企業誘致・国際ビジネス課、産業部エネルギー課、中小企業部商業流通課、中小企業部金融課、労働部労政福祉課、労働部雇用対策課、労働部産業人材課

(4) 出先機関 (0箇所)

[以下既報告] (9箇所)

神奈川県計量検定所、神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県障害者雇用促進センター、神奈川県立産業技術短期大学校、神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県障害者職業能力開発校

コ 県土整備局 (24箇所)

(7) 本庁機関 (20箇所)

総務室、事業管理部県土整備経理課、事業管理部建設業課、事業管理部建設リサイクル課、都市部都市計画課、都市部技術管理課、都市部環境共生都市課、都市部交通企画課、都市部都市整備課、都市部都市公園課、道路部道路企画課、道路部道路管理課、道路部道路整備課、河川下水道部河川課、河川下水道部砂防海岸課、河川下水道部下水道課、建築住宅部公共住宅課、建築住宅部建築指導課、建築住宅部建築安全課、建築住宅部営繕計画課

(4) 出先機関 (3箇所)

神奈川県リニア中央新幹線推進事務所、神奈川県流域下水道整備事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

[以下既報告] (1箇所)

神奈川県城山ダム管理事務所

サ 会計局 (3箇所)

会計課、指導課、調達課

シ 企業庁 (14箇所)

(7) 本庁機関 (7箇所)

総務室、財務部財務課、財務部財産管理課、水道部計画課、水道部水道施設課、水道部浄水課、利水電気部利水課

(4) 出先機関 (5箇所)

神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県企業庁鎌倉水道営業所、神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場、神奈川県企業庁水道水質センター、神奈川県企業庁発電総合制御所

[以下既報告] (2箇所)

神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所

ス 議会局 (4箇所)

総務課、経理課、議事課、政策調査課

セ 教育委員会 (151箇所)

(7) 本庁機関 (9箇所)

総務室、行政部行政課、行政部教職員企画課、行政部教職員人事課、行政部厚生課、インクルーシブ教育推進課、指導部保健体育課、支援部学校支援課、生涯学習部文化遺産課

(4) 出先機関 (121箇所)

神奈川県教育委員会教育局学校事務センター、神奈川県教育委員会教育局西教育事務所、神奈川県立総合教育センター、神奈川県立歴史博物館、神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立横浜翠嵐高等学校、神奈川県立城郷高等学校、神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校、神奈川県立横浜立野高等学校、神奈川県立横浜清陵高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立永谷高等学校、神奈川県立保土ヶ谷高等学校、神奈川県立二俣川看護福祉高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立横浜旭陵高等学校、神奈川県立磯子高等学校、神奈川県立氷取沢高等学校、神奈川県立釜利谷高等学校、神奈川県立港北高等学校、神奈川県立新羽高等学校、神奈川県立岸根高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈川県立白山高等学校、神奈川県立市ヶ尾高等学校、神奈川県立田奈高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立川和高等学校、神奈川県立舞岡高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県立上矢部高等学校、神奈川県立柏陽高等学校、神奈川県立横浜栄高等学校、神奈川県立横浜緑園高等学校、神奈川県立瀬谷高等学校、神奈川県立瀬谷西高等学校、神奈川県立大師高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立川崎北高等学校、神奈川県立多摩高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立百合丘高等学校、神奈川県立生田東高等学校、神奈川県立菅高等学校、神奈川県立麻生総合高等学校、神奈川県立麻生高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立相模原総合高等学校、神奈川県立城山高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立相模原高等学校、神奈川県立弥栄高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立神奈川総合産業高等学校、神奈川県立麻溝台高等学校、神奈川県立上鶴間高等学校、神奈川県立相模原青陵高等学校、神奈川県立横須賀高等学校、神奈川県立横須賀大津高等学校、神奈川県立海洋科学高等学校、神奈川県立追浜高等学校、神奈川県立津久井浜高等学校、神奈川県立大楠高等学校、神奈川県立横須賀明光高等学校、神奈川県立平塚江南高等学校、神奈川県立平塚農業高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立高浜高等学校、神奈川県立平塚商業高等学校、神奈川県立平塚湘風高等学校、神奈川県立鎌倉高等学校、神奈川県立大船高等学校、神奈川県立深沢高等学校、神奈川県立湘南高等学校、神奈川県立藤沢西高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立藤沢清流高等学校、神奈川県立藤沢総合高等学校、神奈川県立湘南台高等学校、神奈川県立小田原高等学校、神奈川県立西湘高

等学校、神奈川県立小田原城北工業高等学校、神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立鶴嶺高等学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校、神奈川県立逗子高等学校、神奈川県立逗葉高等学校、神奈川県立秦野高等学校、神奈川県立秦野総合高等学校、神奈川県立秦野野屋高等学校、神奈川県立厚木東高等学校、神奈川県立厚木商業高等学校、神奈川県立厚木北高等学校、神奈川県立厚木清南高等学校、神奈川県立厚木西高等学校、神奈川県立大和高等学校、神奈川県立大和南高等学校、神奈川県立大和西高等学校、神奈川県立伊勢原高等学校、神奈川県立海老名高等学校、神奈川県立有馬高等学校、神奈川県立座間高等学校、神奈川県立座間総合高等学校、神奈川県立足柄高等学校、神奈川県立綾瀬西高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立山北高等学校、神奈川県立吉田島高等学校、神奈川県立愛川高等学校、神奈川県立相模原中等教育学校、神奈川県立平塚中等教育学校、神奈川県立平塚盲学校、神奈川県立平塚ろう学校、神奈川県立保土ヶ谷養護学校、神奈川県立みどり養護学校、神奈川県立津久井養護学校、神奈川県立横浜ひなたやま支援学校、神奈川県立えびな支援学校

〔以下既報告〕(21箇所)

神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県立図書館、神奈川県立光陵高等学校、神奈川県立金沢総合高等学校、神奈川県立金井高等学校、神奈川県立横浜修悠館高等学校、神奈川県立川崎工科高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立上溝南高等学校、神奈川県立七里が浜高等学校、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校、神奈川県立三浦臨海高等学校、神奈川県立厚木高等学校、神奈川県立伊志田高等学校、神奈川県立中央農業高等学校、神奈川県立寒川高等学校、神奈川県立二宮高等学校、神奈川県立鶴見養護学校、神奈川県立中原養護学校

ソ 人事委員会事務局 (2箇所)

神奈川県人事委員会事務局総務課、神奈川県人事委員会事務局給与公平課

タ 監査事務局 (2箇所)

神奈川県監査事務局総務課、神奈川県監査事務局監査課

チ 労働委員会事務局 (1箇所)

神奈川県労働委員会事務局審査調整課

ツ 選挙管理委員会 (1箇所)

神奈川県選挙管理委員会

テ 神奈川海区漁業調整委員会 (1箇所)

神奈川県海区漁業調整委員会事務局

ト 内水面漁場管理委員会 (1箇所)

神奈川県内水面漁場管理委員会事務局

ナ 公安委員会 (警察本部) (110箇所)

(7) 本庁機関 (57箇所)

総務部総務課、総務部広報県民課、総務部会計課、総務部施設課、総務部装備課、総務部情報管理課、総務部留置管理課、警務部教養課、警務部厚生課、警務部監察官室、生活安全部生活安全総務課、生活安全部人身安全対策課、生活安全部少年育成課、生活安全部少年捜査課、生活安全部生活経済課、生活安全部生活保安課、生活安全部サイバー犯罪対策課、地域部地域総務課、地域部地域指導課、地域部通信指令課、神奈川県警察自動車警ら隊、神奈川県警察鉄道警察隊、刑事部刑事総務課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、刑事部捜査第三課、刑事部鑑識課、刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪分析課、刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課、刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課、刑事部組織犯罪対策本部国際捜査課、神奈川県警察機動捜査隊、神奈川県警察科学捜査研究所、交通部交通総務課、交通部交通規制課、交通部交通指導課、交通部交通捜査課、交通部駐車対策課、神奈川県警察第一交通機動隊、神奈川県警察第二交通機動隊、神奈川県警察高速道路交通警察隊、交通部運転免許本部運転免許課、交通部運転免許本部運転教育課、警備部公安第一課、警備部公安第二課、警備部公安第三課、警備部外事課、警備部警備課、警備部危機管理対策課、警備部オリンピック・パラリンピック対策課、神奈川県警察第一機動隊、神奈川県警察第二機動隊、横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部、相模方面本部、神奈川県警察学校

(4) 出先機関 (41箇所)

神奈川県加賀町警察署、神奈川県磯子警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県南警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県戸塚警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県川崎警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県多摩警察署、神奈川県横須賀警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県鎌倉警察署、神奈川県藤沢警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県大磯警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県秦野警察署、神

奈川伊勢原警察署、神奈川県厚木警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県座間警察署、神奈川県海老名警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県相模原南警察署、神奈川県相模原北警察署、神奈川県津久井警察署

〔以下既報告〕(12箇所)

神奈川県山手警察署、神奈川県戸部警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県幸警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県浦賀警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県平塚警察署

別記 組織及び運営の合理化に資するための意見

県の組織及び運営の合理化に資するため、地方自治法第199条第10項により、監査の結果に基づいて、監査委員の合議により次の意見を付記する。

1 車検等に係る請負契約について

総務局財産経営部庁舎管理課（以下「庁舎管理課」という。）では、所有する自動車について、道路運送車両法に定められた自動車の検査及び定期点検整備（以下「車検等」という。）に当たり、競争入札に付することなく、車検等の都度、自動車1台ごとに随意契約により、国土交通省地方運輸局長の指定を受けた自動車分解整備事業者（以下「指定自動車整備事業者」という。）と請負契約を締結し実施していた。また、企業庁及び警察本部を除く県の出先機関（以下「出先機関」という。）においても、同様に、保有する自動車の車検等に当たり、競争入札に付することなく、車検等の都度、自動車1台ごとに随意契約により、指定自動車整備事業者と請負契約を締結し実施していた。

公用車の維持管理は、本庁機関の供用自動車については庁舎管理課が、出先機関の自動車については各所属がそれぞれ行っており、庁舎管理課は、これと併せて県における車両の調達、整備、配車等の統括管理及び安全運転管理の指導を行うこととされている。

そして、庁舎管理課が平成29年度末現在で所有する5台の自動車に係る車検等については、車検等の都度、自動車1台ごとに予定価格が少額であることを理由とした随意契約により、メーカー系ディーラーである指定自動車整備事業者と請負契約を締結し実施している。

また、出先機関においても、同様に、平成29年度末現在で所有する計454台の自動車に係る車検等について、車検等の都度、自動車1台ごとに予定価格が少額であることを理由とした随意契約により、メーカー系ディーラーなどの指定自動車整備事業者と請負契約を締結し実施している。

しかしながら、車検等は、いずれも道路運送車両法等で定められた共通の検査項目及び実施方法により年間を通じて定期的に行われるものであり、車検等に要する経費は保安確認検査料等及びこれらに伴って生ずる消耗物品に要する経費等に限られたものとなっていることから、検査料等の各項目の単価を設定することが可能であると認められる。

また、県内各地域には、複数の指定自動車整備事業者が存在していることなどから、車検等を実施する自動車を一括して契約することとして予定価格を作成し競争契約により請負契約を締結することが可能な状況になっていると認められる。

したがって、車両の整備等の統括管理を所管する庁舎管理

課において、車検等に係る請負契約について、契約の競争性、公正性及び透明性を確保するよう、企業庁及び警察本部を除く県の出先機関が保有している自動車を含め契約の対象となる自動車を一定の地域単位で集約して競争契約とするなど、契約方法の見直しを行うことが望まれる。（総務局 財産経営部庁舎管理課）

2 車検等に係る請負契約について

警察本部では、保有する自動車について、道路運送車両法に定められた自動車の検査及び定期点検整備（以下「車検等」という。）に当たり、競争入札に付することなく、随意契約により、国土交通省地方運輸局長の指定を受けた自動車分解整備事業者（以下「指定自動車整備事業者」という。）16者とそれぞれ請負契約を締結し実施していた。また、各警察署においても、同様に、保有する自動車の車検等に当たり、競争入札に付することなく、随意契約により、複数の指定自動車整備事業者とそれぞれ請負契約を締結し実施していた。

警察本部は、神奈川県における個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たっており、その事務の用に供するために、平成29年度末現在で1,153台の自動車を警察本部総務部装備課（以下「装備課」という。）において管理しており、このうち、同年度に車検等を実施した台数は、1,081台である。

これらの自動車に係る車検等に当たっては、警察本部が自ら整備工場を有していないこと、一般の乗用自動車に比べて使用頻度が高く、車検等の際に併せて修理を要することも多いことなどから、その整備等に支障をきたすことがないよう、メーカー系ディーラーを含む16者の指定自動車整備事業者とそれぞれ随意契約により通年の請負契約を締結して実施している。そして、請負契約の締結に当たっては、車検等の際に併せて修理を行う場合、修理費を事前に算定することはできないなどとして、検査料等の単価は定めておらず、整備が完了した自動車1台ごとの整備代金の合計額を支払代金とし、整備を受注した指定自動車整備事業者が1か月分をとりまとめて請求することとしている。

また、警察署においても、同様に、メーカー系ディーラーを含む複数の指定自動車整備事業者とそれぞれ随意契約により、検査料等の単価を定めずに通年の請負契約を締結して実施しており、整備が完了した自動車1台ごとの整備代金の合計額を支払代金とし、整備を受注した指定自動車整備事業者が1か月分をとりまとめて請求することとしている。

しかしながら、車検等は、いずれも道路運送車両法等で定められた共通の検査項目及び実施方法により年間を通じて定

期的に行われるものであり、車検等に要する経費は保安確認検査料等及びこれらに伴って生ずる消耗物品に要する経費等に限られたものとなっていることから、検査料等の各項目の単価等を設定することが可能であると認められる。

また、県内各地域には、複数の指定自動車整備事業者が存在していることなどから、その整備等に支障をきたすことがない範囲で、車検等を実施する自動車を一括して契約することとして予定価格を作成し競争契約により請負契約を締結することが可能な状況になっていると認められる。

したがって、装備課において、車検等に係る請負契約について、警察署が保有している自動車を含め契約の対象となる自動車を一定の地域単位で集約して競争契約とするなど、契約の競争性、公正性及び透明性を確保するための取組を行っていくことが望まれる。(神奈川県警察本部 総務部装備課)